

公開買付説明書

2026年 8 月

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー

(対象者：株式会社ボードルア)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

本説明書に記載されている事項のほか、本公開買付け（下記「2. 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨」で定義します。）に関する事項については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

本公開買付けに係る公開買付届出書の内容は下記ウェブサイトから閲覧いただけます。こちらからご確認される場合は、下記のウェブサイトにアクセスして、「書類簡易検索」において提出者「ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー」又はEDINETコード（E42050）を入力し、書類種別「その他の書類種別」を選択の上「検索」を押下し、提出書類「公開買付届出書」をご確認ください。

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

目 次

	頁
1. 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地	1
2. 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨	1
3. 公開買付けの目的	1
4. 公開買付けの内容	2
(1) 対象者の名称	2
(2) 買付け等を行う株券等の種類	2
(3) 買付け等の期間	3
(4) 買付け等の価格	3
(5) 買付予定の株券等の数	3
(6) 応募の方法及び場所	4
(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称	6
(8) 決済の開始日	6
(9) 決済の方法及び場所	6
(10) 株券等の返還方法	6
(11) その他買付け等の条件及び方法	7
5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所	9
対象者に係る主要な経営指標等の推移	10

1. 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー (BCPE Neon Cayman, L.P.)
ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309
(上記ジェネラル・パートナー) ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー
(上記メンバー) ベインキャピタル ジャパン ミドルマーケットファンド ツー エルピー
(上記ジェネラル・パートナー) ベインキャピタル ジェイエムエム ツー ジェネラルパートナー エルエルシー
(上記マネージャー) ベインキャピタル インベスターズ エルエルシー
会長 ジョン・コナトン

2. 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー (BCPE Neon Cayman, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

3. 公開買付けの目的

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。)により持分の全てを保有され、運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年7月9日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップです。本公開買付けに係る公開買付開始公告日現在、ベインキャピタル及び公開買付者は、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「4. 公開買付けの内容」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下、各回の新株予約権含め、同じです。)を所有しておりません。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(注1) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、買収者が対象会社の役員である公開買付け(買収者が対象会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象会社の役員と利益を共通にするものである公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所所有価証券上場規程第441条をご参照ください。)。本取引においては、対象者の代表取締役社長であり、2026年2月28日現在における対象者の筆頭株主である富永重寛氏(以下「富永氏」といいます。)、対象者の代表取締役であり、同日現在における対象者の第2位株主である藤井和也氏(以下「藤井氏」といいます。)及び対象者の取締役であり、同日現在における対象者の第5位株主である程島義明氏(以下「程島氏」といいます。)が、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者、富永氏、藤井氏及び程島氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第7条第1項第13号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主(以下に定義します。)が所有する対象者株式の全てについて、1株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格を下回る金額である2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026年8月18日

付で、富永氏（所有株式数：12,176,000株、所有割合（注2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式の全て（合計17,939,600株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております。なお、本株式譲渡契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月19日に提出する公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「（6）公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2026年7月15日付で公表した「2027年2月期第1四半期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年5月31日現在の発行済株式総数（32,148,708株）に、対象者から報告を受けた2026年6月30日現在残存する本新株予約権14,115個（注3）の目的となる対象者株式の数（1,630,000株）を加算した株式数（33,778,708株）から、対象者決算短信に記載された2026年5月31日現在の対象者が所有する自己株式数（953,455株）を控除した株式数（32,825,253株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3）対象者から報告を受けた2026年6月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第2回新株予約権	13（個）	67,600（株）
第3回新株予約権	7（個）	16,800（株）
第4回新株予約権	152（個）	60,800（株）
第5回新株予約権	905（個）	181,000（株）
第6回新株予約権	4,197（個）	419,700（株）
第7回新株予約権	8,841（個）	884,100（株）
合計	14,115（個）	1,630,000（株）

4. 公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社ボードルア

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下、第2回新株予約権から第7回新株予約権までを総称して「本新株予約権」といいます。）

2020年2月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年2月28日から2030年2月18日まで）

2021年2月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年3月1日から2030年2月18日まで）

2022年12月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年6月1日から2032年12月12日まで）

2024年3月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年6月1日から2034年4月17日まで）

2025年8月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2028年6月1日から2035年8月28日まで）

2026年5月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2029年6月1日から2036年6月29日まで）

(3) 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

① 届出当初の期間

2026年8月19日（水曜日）から2026年10月5日（月曜日）まで（31営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき 金2,970円

② 新株予約権

第2回新株予約権 1個につき 金1円

第3回新株予約権 1個につき 金1円

第4回新株予約権 1個につき 金1円

第5回新株予約権 1個につき 金1円

第6回新株予約権 1個につき 金1円

第7回新株予約権 1個につき 金1円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,066,853（株）	3,135,200（株）	—（株）
合計	15,066,853（株）	3,135,200（株）	—（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である15,066,853株を記載しております。これは、本基準株式数（32,825,253株）から本譲渡株式の数（ただし、2026年8月18日付で程島氏が所有する対象者株式のうち、程島氏が対象者の複数の従業員との間で締結する2022年12月28日付譲渡予約権に関する契約及び2023年9月11日付譲渡予約権に関する契約に基づき付与している対象者株式に係る譲渡予約権に関して、2026年7月31日現在残存する譲渡予約権の目的となる株式数（181,200株）を除きます。）を控除した株式数です。なお、本基準株式数には、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第5回新株予約権905個の目的である対象者株式（181,000株）、第6回新株予約権4,197個の目的である対象者株式（419,700株）及び第7回新株予約権8,841個の目的である対象者株式（884,100株）が含まれております。

（注4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要となる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続を行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

③ 株式の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権の応募にあたっては、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」を「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、オンラインサービスにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

- ※申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。
- ※野村證券株式会社の受付日時時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。
- ※野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。
- ※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。
- ※新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。
- ※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続の時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか1点
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点 ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・ 法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる

者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続ください。公開買付期間末日が近い場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続に時間を要しません。

- 個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- 法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(8) 決済の開始日
2026年10月13日（火曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、本決済開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（上記の「(6) 応募の方法及び場所」の④に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3, 135, 200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3, 135, 200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第2号、第4号、第5号及び第7号並びに令第14条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（630,266千円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（630,266千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行う場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本説明書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は20円に相当します（具体的には、対象者が2026年5月27日に提出した第19期有価証券報告書に記載された2026年2月28日現在における対象者の純資産額6,302,664千円の10%に相当する額である630,266千円（千円未満を切り捨てて計算しています。）を、本基準株式数（32,825,253株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第6項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布

を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

対象者に係る主要な経営指標等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	移行日	第17期	第18期	第19期
決算年月	2023年 3 月 1 日	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上収益 (千円)	—	7,330,186	11,649,705	17,423,340
税引前利益 (千円)	—	1,574,727	2,461,226	3,371,702
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	—	1,161,035	1,799,365	2,457,800
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	—	1,177,694	1,866,419	2,508,614
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	3,762,239	4,251,405	4,571,842	7,718,798
総資産額 (千円)	5,441,805	6,939,128	8,602,846	14,024,929
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	118.75	135.67	147.73	247.44
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	36.71	56.69	79.09
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	36.35	56.27	78.64
親会社所有者帰属持分比率 (%)	69.1	61.3	53.1	55.0
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	29.0	40.8	40.0
株価収益率 (倍)	—	45.8	41.9	23.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	1,255,266	1,909,176	2,873,186
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△331,578	349,743	△1,369,100
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△599,043	△3,022,987	△619,006
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,925,835	4,250,479	3,486,412	4,371,492
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	908 〔—〕	1,213 〔—〕	2,238 〔—〕	3,704 〔—〕

(注) 1. 第18期より国際会計基準(以下「IFRS会計基準」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 対象者は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

回次	日本基準			
	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	—	5, 244, 343	7, 330, 186	11, 649, 705
経常利益 (千円)	—	1, 033, 662	1, 558, 439	2, 205, 914
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	793, 970	1, 171, 690	1, 764, 075
包括利益 (千円)	—	793, 970	1, 171, 690	1, 764, 075
純資産額 (千円)	—	3, 714, 683	4, 197, 845	4, 415, 938
総資産額 (千円)	—	5, 227, 584	6, 259, 712	7, 665, 953
1 株当たり純資産額 (円)	—	117. 19	133. 66	142. 07
1 株当たり当期純利益 (円)	—	25. 28	37. 05	55. 58
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	24. 82	36. 68	55. 17
自己資本比率 (%)	—	71. 0	66. 9	57. 4
自己資本利益率 (%)	—	21. 4	29. 7	41. 1
株価収益率 (倍)	—	39. 1	45. 4	42. 7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	852, 193	1, 191, 040	1, 639, 831
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△107, 006	△331, 578	349, 743
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	196, 674	△534, 816	△2, 753, 642
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	3, 925, 835	4, 250, 479	3, 486, 412
従業員数 (名)	—	908	1, 213	2, 238

- (注) 1. 第18期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
3. 第16期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しております。
6. 対象者は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	3, 922, 944	4, 832, 546	6, 061, 399	7, 210, 318	8, 565, 761
経常利益 (千円)	688, 011	1, 004, 868	1, 491, 675	1, 832, 364	2, 014, 734
当期純利益 (千円)	542, 774	782, 315	1, 146, 324	1, 358, 826	1, 443, 182
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	592, 800	599, 361	601, 421	603, 697	605, 300
発行済株式総数 (株)	7, 790, 000	7, 920, 500	15, 892, 600	16, 034, 354	32, 148, 708
純資産額 (千円)	2, 905, 753	3, 703, 028	4, 160, 824	4, 032, 653	6, 302, 664
総資産額 (千円)	3, 901, 230	5, 100, 965	5, 938, 968	6, 079, 271	9, 077, 801
1 株当たり純資産額 (円)	186. 51	233. 63	132. 48	127. 78	193. 03
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7. 58 (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	18. 47	24. 91	36. 24	42. 81	46. 44
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	17. 96	24. 45	35. 89	42. 50	46. 18
自己資本比率 (%)	74. 5	72. 6	69. 9	65. 0	66. 3
自己資本利益率 (%)	26. 0	23. 7	29. 2	33. 5	28. 9
株価収益率 (倍)	28. 4	39. 7	46. 4	55. 5	40. 6
配当性向 (%)	—	—	—	—	16. 3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	492, 893	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	15, 306	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	895, 066	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2, 983, 973	—	—	—	—
従業員数 (名)	653	771	886	1, 087	1, 315
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	— (—)	188. 8 (108. 5)	320. 8 (149. 4)	453. 5 (153. 2)	361. 4 (230. 6)
最高株価 (円)	2, 282	4, 335	3, 705 (7, 410)	5, 830	3, 410 (6, 820)
最低株価 (円)	1, 720	1, 909	1, 875 (3, 750)	3, 115	1, 712 (3, 424)

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
2. 対象者は、2021年11月30日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から第15期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第18期以前の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 2021年7月14日開催の取締役会決議により、2021年7月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2023年10月11日開催の取締役会決議により、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、及び2025年4月25日開催の取締役会決議により、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
6. 2021年11月30日付をもって東京証券取引所市場マザーズに株式を上場いたしましたので、第15期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第16期以降の株主総利回り及び比較指標については、2022年2月末を基準として算定しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2021年11月30日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。なお第17期及び第19期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価は括弧内に記載しております。
8. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、第16期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しております。